

東京国税局渋谷税務署の 申告相談・総合窓口業務の中断について

【概要】

- 昨日（4月14日（火））、4月6日（月）に東京国税局渋谷税務署（東京都）に来署された方が新型コロナウイルス感染症に感染していたことが判明しました。
渋谷税務署の確定申告会場及び総合窓口は毎日消毒をしているところですが、納税者の皆様の健康と安全を考慮し、念のため 11時から確定申告会場における申告相談及び総合窓口業務を一時中断しました。
- 詳細につきましては、現在確認しておりますので、判明次第、改めてお知らせいたします。
- 今後、保健所の指導の下、この方が来場されたと思われる区画等の消毒を行うとともに、保健所が行う感染経路及び濃厚接触者の特定のための所定の調査に協力してまいります。
- 中断している渋谷税務署の確定申告会場及び総合窓口につきましては、上記の消毒等の作業を行った上で、保健所とも相談しながら、再開を検討してまいります。現時点では未定です。

【参考】

- 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和2年4月16日（木）まで延長されております。
- また、昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。
- なお、スマートフォン等によるe-Taxなど、確定申告会場に出向かなくても自宅等から簡単に申告を行っていただけるような環境整備に努めており、ぜひ活用いただくよう、国税庁ホームページ等において広く周知広報を行っております。